

シリーズ

知っておきたい

建築物の不具合事例とその対処

＜第5回＞防火扉・防火シャッターの
閉鎖障害

はやし
林

ただし
理

(一財)建築保全センター 参事

このシリーズについて

公共建築の施設管理者には、施設を安全かつ快適に利用できるよう努めることが求められています。建設後の時間の経過や地震・台風などの災害発生とともに各所に劣化による不具合が生じるだけでなく、施設の使用に伴う不具合も生じてきます。

このシリーズでは、前回まで、知っておきたい建築物の劣化による不具合事例とその対処方法を紹介してきましたが、今回は、施設の使用上の不備が原因となる、火災などの非常時における災害防止や避難の支障となる不具合事例を取り上げます。

＜第5回＞防火扉・防火シャッターの閉鎖障害

1 防火扉・防火シャッターの閉鎖障害とは？

防火扉・防火シャッターには、火災発生時に、外壁や内部の防火区画等の開口部を閉じて、炎や煙の拡大を防ぐ役割があります。閉鎖のために作動する範囲に障害物があると閉鎖できず、避難が困難となり、火災も拡大します。その原因としては、次のようなことが考えられます。

①どれが防火扉・防火シャッターか知らないため、防火扉が動く範囲や防火シャッターの下

に物を置いてしまっている。

②防火扉・防火シャッターの開閉を不良のままにしている。

③防火扉に勝手に鍵を付けるなどしている。

これらの不具合や対応にあたっての判断には『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック』¹⁾が参考となります。また、建築基準法第12条に基づく点検等も義務づけられており(次項参照)、詳細については『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン』²⁾が参考となります。



図1 防火扉の閉鎖障害のイメージ図³⁾

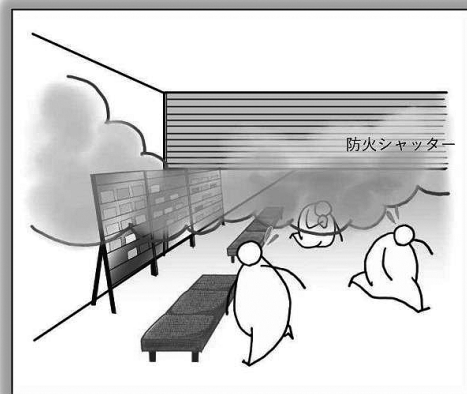


図2 防火シャッターの閉鎖障害のイメージ図³⁾



2 建築基準法第12条に基づく点検等

防火扉・防火シャッターには、図や写真に示す火災等を検知して自動で閉鎖する随時閉鎖式のもの、常時閉鎖しているもの(常時閉鎖式)があります。

随時閉鎖式については、建築基準法第12条に基

づく告示(平成28年国土交通省告示第723号、別表第一及び別表第二)に、また、常時閉鎖式については告示(平成20年国土交通省告示第282号、別表第一の四(26)～(33)及び別表第二の一(11)～(17))にそれぞれ本稿に關係する点検項目がありますので、不具合報告の有無について、注意してください。

3 防火扉・防火シャッターの閉鎖障害のチェックと対処 (参考文献3)を基に一部修正・加筆)

保全チェック項目	対策ステップ	対策の例
□法定点検等により「要是正」の指摘を受けたのに、そのまま放置していませんか？	応急	貼り紙等で注意喚起する。
	短期	速やかに補修を依頼する。
	中長期	老朽化した扉は交換を行う。
□防火扉・防火シャッターの周りに閉鎖の障害となるものはありますか？ 例)段ボール、ごみ箱、傘立、台車、パンフレット立て、ソファ、記載台など	応急	障害物を撤去する。
	短期	防火扉・防火シャッターの閉鎖範囲に障害物を置かないよう、ステッカー等で注意喚起する。
	中長期	防火扉・防火シャッターの閉鎖範囲に障害物を置かないよう、床の色を変えるなど全体的なデザイン計画・修繕を行う。
□防火扉・防火シャッターが錆や歪みなどにより開閉不良となっていますか？	応急	貼り紙等で注意喚起する。
	短期	速やかに補修を依頼する。
	中長期	扉の交換を行う。
□防火戸に鍵を掛けるなど、不適切な措置を行っていませんか？ 例)鍵、ストッパーなど	応急	不適切な措置を撤去する。
	短期	—
	中長期	—
□防火シャッターの自動閉鎖装置の位置は、常にわかるようになっていませんか？ 例)背の高い書架、ロッカー、ポスターなど	応急	障害物を撤去する。
	短期	自動閉鎖装置の周辺に障害物を置かないよう、ステッカー等で注意喚起する。
	中長期	自動閉鎖装置の周辺に障害物を置かないよう、壁の色を変えるなど全体的なデザイン計画・修繕を行う。

(参考文献)

- 『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック 令和5年版』(令和5年11月、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)
- 『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン 令和5年版』(令和5年10月、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)
- 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック (令和4年6月、国土交通省大臣官房官庁営繕部)
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html